

1 背景

大規模な自然災害の発生時に、**避難行動要支援者(注1)**が犠牲となっている。また、避難所での避難生活で健康状態の悪化といった二次災害も多く発生しており、高齢者や障がい者等の要支援者への**避難支援が全国的な課題**となっている。



(注1) 避難行動要支援者・・・災害が発生又は発生するおそれがある場合に、自力での避難が困難又は避難の確保に何らかの支援が必要な者
(災害対策基本法第49条の10)

2 制度の運用

平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、自治体が避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者(地域関係者)に提供することが法律上に明記され義務化された。本市では、平成26年度から地域の協力を得て制度運用を行っている。

対象要件【図表1】

- ① 要介護3～5の認定者(介護保険)
- ② ひとり暮らし高齢者等登録者
- ③ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④ 視覚・聴覚・下肢・体幹1～2級(身体障がい者手帳)
- ⑤ 上記①～④に該当しないが、登録を希望する者

名簿記載情報【図表2】

- ① 氏名
- ② 住所・電話番号
- ③ 生年月日・年齢
- ④ 性別
- ⑤ 緊急連絡先
- ⑥ 地域支援者
- ⑦ 対象要件

市から避難支援等関係者(注2)に**避難行動要支援者名簿**として提供

(注2) 避難支援等関係者

- ① 自治区(区長、役員、組長等)
- ② 自主防災会(会長、役員等)
- ③ 民生委員
- ④ 地域包括支援センター
- ⑤ 消防団
- ⑥ 警察(豊田警察、足助警察)

3 避難行動要支援者名簿登録者数(令和4年7月現在)

名簿への掲載は要支援者本人(又は家族)の制度への同意を前提としており、**同意率は約8割**

図表3:登録者数

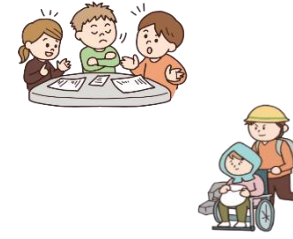
| | 要介護 | ひとり暮らし | 在宅重度 | 身体障がい | 登録依頼 | 合計 |
|-----|--------|--------|------|--------|------|--------|
| 全体 | 2,917人 | 3,413人 | 505人 | 1,281人 | 152人 | 8,268人 |
| 同意者 | 1,547人 | 3,413人 | 427人 | 922人 | 152人 | 6,461人 |

4 個別支援台帳

個別支援台帳とは?

避難行動要支援者への円滑かつ迅速な避難支援を確保するため、名簿の掲載情報を補完するものとして、要支援者ごとに作成している台帳

災害対策基本法第49条の14(個別避難計画)
豊田市避難行動要支援者 避難支援計画(行動マニュアル)活用編 P10～



台帳作成によるメリット

- ① 名簿だけでは把握できない要支援者の情報を支援者が共有できる。
☞ 身体状況や必要な支援を把握でき、実効性の高い避難支援に繋がる。
- ② 要支援者と支援者の顔を繋ぐ手段の一つとなる。
☞ 地域による平時からの見守りに繋がる。

図表4:台帳作成率の推移(市全体)

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 台帳作成率 | 48% | 47% | 46% | 42% | 39% | 38% |
| 同意者数 | 6,126人 | 6,219人 | 6,267人 | 6,382人 | 6,436人 | 6,456人 |

制度設計時(H26～)

- 作成は任意

名簿提供の実効性を高めるため、個別避難計画の作成を推奨

法改正後(R3～)

- 作成が**努力義務化**

要支援者の優先度を考慮し、優先度の高い要支援者から個別避難計画を順次、作成することに努める

災害対策基本法等の一部改正(令和3年5月)

個別支援台帳の作成を促進する必要がある。

5 諮問

諮問事項

個別支援台帳の作成・活用に向けた各地域の取組みについて

- ① 個別支援台帳の作成における課題
- ② 自地域で取組みが可能な個別支援台帳の活用方法